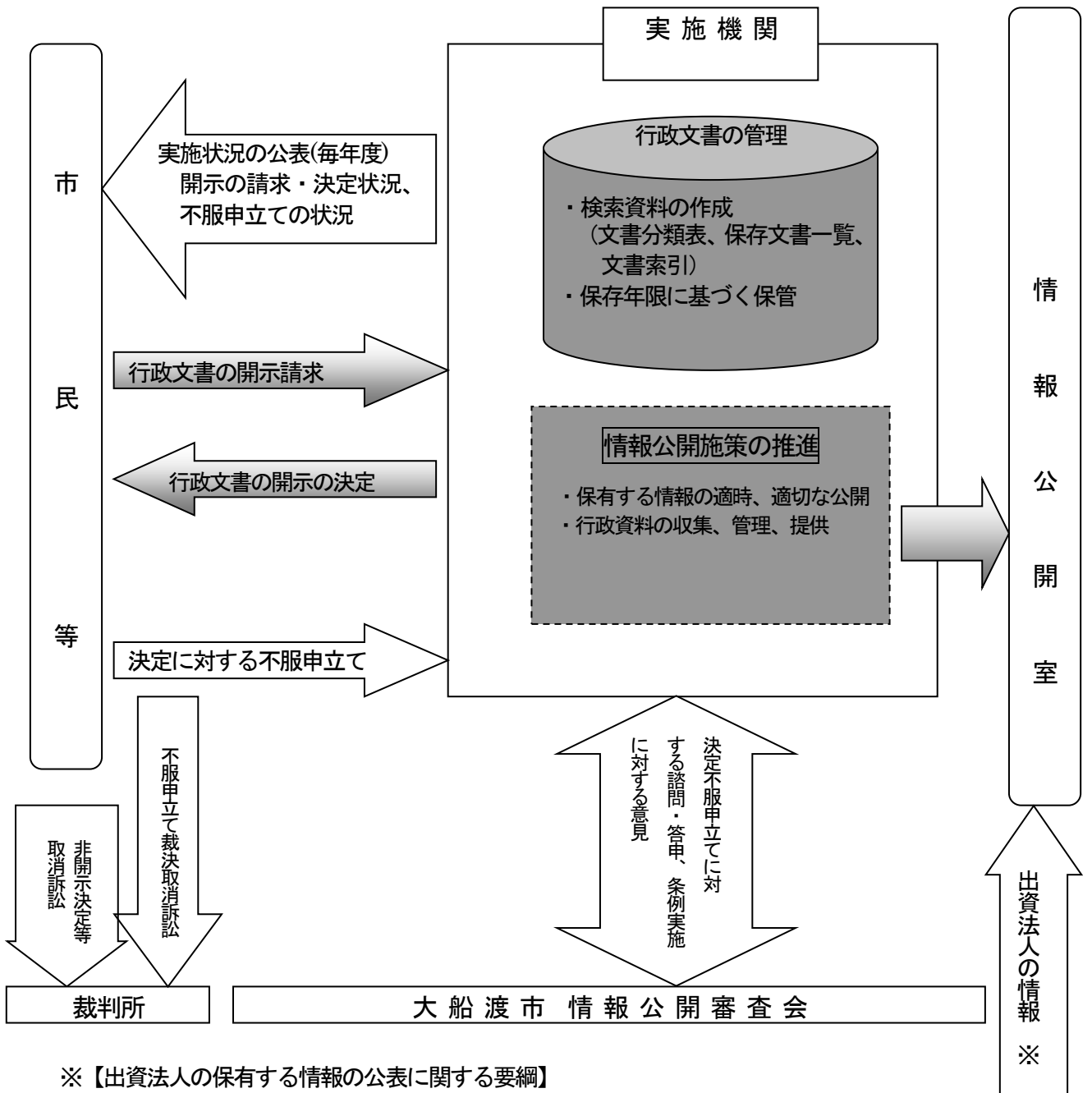


大船渡市情報公開制度の概要



※【出資法人の保有する情報の公表に関する要綱】

民法及び商法に基づく出資法人で、市が資本金等の4分の1以上を出資しているものの、業務及び財務等に関する資料の公表

行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 大船渡市立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの